

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	平成 29年 4月 3日
発信課	文化振興課
担当者	渡邊
連絡先	電 話 25-7558
	FAX 25-8210
	E-mail acag@city.asahikawa.hokkaido.jp

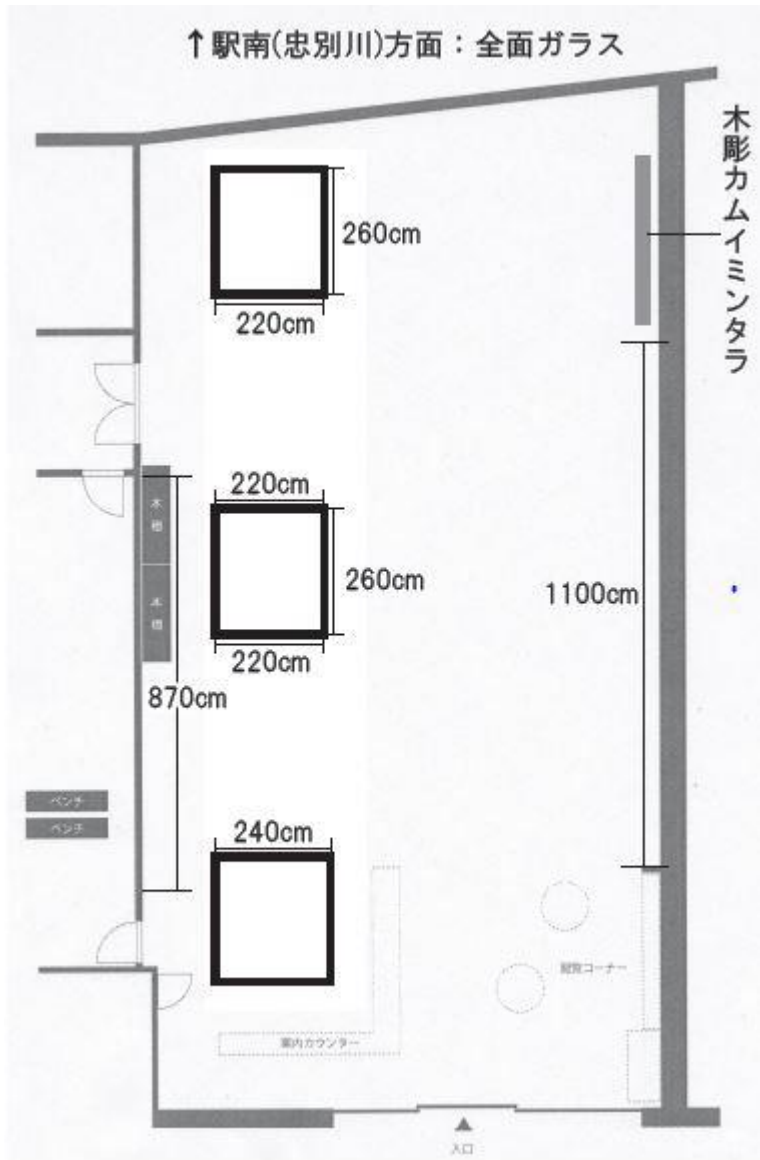
分 類	募集
日 程	4 月 24 日 ～ 4 月 28 日
発表項目 (行事名)	ステーションギャラリーにおける市民ギャラリー(試行)の利用者募集について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等 を記入するこ と。)	<p>旭川市民ギャラリーは西武旭川店の閉店に伴い使用できなくなりましたが、平成29年度はステーションギャラリーにおいて、期間を限定し市民ギャラリーを試行的に開設します。つきましては、次のとおり利用者を募集しますので、周知について御協力下さいますようお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民ギャラリー開設期間 平成29年7月4日(火)から8月28日(月)まで8週間 平成30年1月16日(火)から2月12日(月)まで4週間 合計12週間 ※火曜日から翌週月曜日までの1週間単位で募集します。 2 利用時間 午前10時30分～午後6時30分 3 利用できない日 ステーションギャラリーの休館日に準じ7月8月は無休、その他の期間は月曜日(月曜が祝日の場合は翌日) ※利用期間中の平成30年1月22日(月)、29(月)、2月5日(月)は休館日に当たるため、展覧会は開催いただけませんが、搬出・撤収日としては御利用いただけます。 4 利用内容 ・旭川市内外で活動する文化団体や市民活動団体、学校及び個人の方が入場無料で作品展示等を行う場合に利用できます。(絵画、彫刻、書道、陶芸、写真、手芸など) ・展示発表・鑑賞以外の目的(講演会・コンサート等)での利用はできません。また、営利行為に繋がる販売を目的とした作品展示はできません。 5 貸出料 9,100円/1単位(7日間) 6 受付期間 平成29年4月24日(月)から28日(金)午後5時15分まで。(郵送の場合は28日の消印有効) 7 申込み方法 文化振興課に備え付けの「市民ギャラリー利用希望書(一斉受付用)」に必要事項を記入し、受付期間内に郵送、FAX又は持参により提出。 8 利用者の決定 利用希望日が重なった場合は、抽選で利用者を決定。 9 その他 生花・未製材の木材等の持ち込みは制限いたします。
添付資料	有 (「ステーションギャラリーにおける旭川市民ギャラリー(試行)利用者募集のご案内」) ※有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。
報道(取材)に 当たってのお願い	お問合せにつきましては文化振興課(担当:渡邊・辻村)まで御連絡ください。 【文化振興課 TEL25-7558】
備 考	

ステーションギャラリーにおける 旭川市民ギャラリー(試行)利用者募集のご案内

旭川市民ギャラリーは、平成29年度はステーションギャラリーにおいて期間を限定し、試行的に開設することになりました。

文化団体や市民活動団体、学生や市民の方々の様々な作品展示に気軽に御利用いただけますので、多くの皆様の御利用をお待ちしています。

◆ステーションギャラリーの概要



場 所：
旭川市彫刻美術館ステーションギャラリー
(JR旭川駅東口)

- ・展示室は、面積約199㎡、天井高約4.5m、壁面有効長約34mです。

【参考】

旭川市民ギャラリー(西武旭川店内)
(面積約154㎡、天井高約2.4m、
壁面有効長約53m)

- ・駅南側の壁は一面ガラス張りです。
- ・一部の壁面にはピクチャーレールが取付けられています(合計約34m)。また、天井には移動可能なスポットライトが取付けられています。
- ・展示用の備品等を用意しています。詳細はお問い合わせください。
(稼動式パネル(幅140cm×高さ210cm×奥行45cm)5台、ピクチャーハンガー、長机、展示台、ポスターケース、椅子、ロビーチェアなど)

※ 展示室内には一部の彫刻作品も展示されているため、生花・未製材の木材等の持ち込みを制限いたします。

◆市民ギャラリーの開設期間など

開 設 期 間：平成29年7月4日(火)から8月28日(月)まで8週間
平成30年1月16日(火)から2月12日(月)まで4週間 合計12週間
※ 火曜日から翌週月曜日までの7日間を1単位として募集します。

利 用 時 間：午前10時30分～午後6時30分

利用できない日：ステーションギャラリーの休館日に準じ7月8月は無休、その他の期間は月曜日(月曜が祝日の場合は翌日)

※ 利用期間中の平成30年1月22日(月)、29(月)、2月5日(月)は休館日に当たるため、展覧会は開催いただけませんが、搬出・撤収日としては御利用いただけます。

◆利用内容

利用の内容：・旭川市内外で活動する文化団体や市民活動団体、学校及び個人の方が入場無料で作品展示等を行う場合に利用できます。

(絵画、彫刻、書道、陶芸、写真、手芸 など)

- ・展示発表・鑑賞以外の目的(講演会・コンサート等)での利用はできません。また、営利行為に繋がる販売を目的とした作品展示はできません。

利用制限：次の場合は、ギャラリーの利用をお断りもしくは利用承認を取消すことがあります。

* 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害する恐れがあるとき。

* 営利を目的とした販売行為等につながる時。

* 宗教上の布教活動や政治活動につながる時。

* 管理上支障があるとき。(大きな音や悪臭の発生、室内の汚損、貸出料を支払わないときなど)

* 「ステーションギャラリーでの市民ギャラリー(試行)利用の注意事項」や、係員の指示を守らないとき。

* その他ギャラリーの管理上、特に必要とするとき。

◆利用申込みについて

申込み方法：利用を希望される方は、旭川市教育委員会(文化振興課)に備え付けの「旭川市民ギャラリー利用希望書(一斉受付用)」に必要事項を記入し、受付期間内に郵送、FAX又は持参により提出して下さい。

受付期間：平成29年4月24日(月)から28日(金)午後5時15分まで。

(郵送の場合は28日の消印有効)

※ 利用希望日が重なった場合は、抽選で利用者を決定し、「旭川市民ギャラリー利用申込書」を受付します。

◆貸出料

- ・貸出料は前払いです。利用申込の後に市が発行する「納付書」で、期限までにお支払い下さい。

貸出料	9,100円/1単位(7日間)
-----	-----------------

※ 備品の使用は無料です。

◆受付・お問い合わせ先

- ・利用申込みの受付や市民ギャラリーについては、旭川市教育委員会(文化振興課)までお問い合わせ下さい。

旭川市教育委員会 社会教育部 文化振興課
文化振興係(市民ギャラリー担当)
〒070-0036
旭川市6条通8丁目 セントラル旭川ビル 7階
電話：0166-25-7558
FAX：0166-25-8210

